

特定取引を行う者の届出 (CRS)

私の居住地国は日本のみです。また、住所の所在する国と居住地国が異なることはありません。

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（租税条約等実施特例法）」等の規定により、金融機関において所定のお取引を行う場合には、お客さまによる届出書のご提出と金融機関による届出書記載内容の確認、記録の作成・保存が義務付けられています。

届出書をご提出いただけない場合、または虚偽の内容を含む届出書をご提出された場合には、お取引をお断りすることがある他、お客さまへ罰則が科される可能性もございます。

このため、「お客さまに日本以外の居住地国がある場合」または「お客さまが居住地国を有さない場合」或いは「お客さまの住所の所在する国と居住地国が異なる場合」には、本アプリから口座開設のお申込みをいただくことはできません。

以上